

相模原市監査委員公表第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成30年1月26日に実施した出資団体監査及び財政援助団体監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年5月29日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 江 成 直 士

同 小 野 弘

1 監査の対象団体及び所管部局

公益財団法人相模原市健康福祉財団(以下「健康福祉財団」という。)及び健康福祉局福祉部地域医療課

2 監査の日程

平成29年10月27日から平成30年1月26日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成30年5月24日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>ア 健康福祉財団が作成した財務諸表等を調査したところ、次のような事例が見られた。</p> <p>(ア)公益法人会計に関する一般的、標準的な基準である「公益法人会計基準」(平成20年4月内閣府公益認定等委員会)では、財産目録はすべての資産及び負債につき、名称、数量、使用目的、価額等を詳細に表示するものとされているが、平成28年度の財産目録には数量や使用目的が記載されていなかった。</p> <p>(イ)公益法人会計基準の適用に当たって必要となる事項について定めた「公益法人会計基準の運用指針」(平成20年4月内閣府公益認定等委員会)では、附属明細書の「引当金の明細」には、当期増加額と減少額を相殺せずにそれぞれ総額を記載することとされているが、平成28年度の附属明細書には、退職給付引当金の明細として、退職手当の</p>	<p>平成29年10月27日から平成30年1月26日にかけて実施された出資団体監査及び財政援助団体監査における指摘事項とされた各項目につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>ア 健康福祉財団が作成した財務諸表等における指摘事項につきましては、健康福祉財団に対して指導を行い、健康福祉財団が次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>(ア)財産目録において、資産及び負債に関する名称、数量、使用目的、価額等が詳細に表示されていなかったことにつきましては、公益法人移行前の一般財団法人時に作成していた様式を使用したものであり、公益法人会計基準の確認不足により発生した誤りです。平成29年度分の財産目録から、公益法人会計基準の運用指針で示されている様式に</p>

支払いに備えた増加額と退職手当の支払いに伴う減少額を相殺した額が記載されていた。

(ウ)リース取引に係る会計処理について、公益法人に適用される企業会計基準である「リース取引に関する会計基準」(平成5年企業会計基準第13号)では、リース物件の取引について、所有権が借手に移転するものとそれ以外のものに分類し、会計処理することとされている。平成27年度に増築したリース校舎については、相模原看護専門学校賃貸借物件(増築校舎)契約において所有権の譲渡条項が定められており、所有権移転ファイナンス・リース取引に分類されるが、所有権移転外ファイナンス・リース取引として処理していたため、減価償却費の算定を誤っていた。

また、同基準では、リース債務について、貸借対照表日後1年以内に支払の期限が到来するものは流動負債に属するものとし、貸借対照表日後1年を超えて支払の期限が到来するものは固定負債に属するものとされているが、平成28年度の貸借対照表において、支払期限が貸借対照表日後1年超のリース債務である増築校舎やパソコン等が流動負債に計上されていた。

に基づき、作成するよう改めました。

(イ)附属明細書の「引当金の明細」において、当期増加額と減少額を相殺した額を記載したことにつきましては、公益法人会計基準の運用指針の確認が不十分であったことにより発生した誤りです。平成29年度分の附属明細書の「引当金の明細」から、公益法人会計基準の運用指針に基づき、当期増加額と減少額それぞれの総額を記載することとしました。

(ウ)平成27年度に増築したリース校舎を所有権移転外リース資産として、減価償却費の算定を誤っていたことにつきましては、相模原看護専門学校賃貸借物件(増築校舎)契約において10年間にわたり月額でリース料を支払う契約となっていることから、リース料の支払い総額と減価償却費の累計額の整合を図るため、減価償却費の算定方法をリース定額としてしまった誤りです。

平成29年度分の財務諸表から、「リース取引に関する会計基準」に基づき、所有権移転ファイナンス・リース取引として減価償却費を算定するよう改めました。

また、リース債務に関して、支払期限が貸借対照表日後1年超のリース債務である増築校舎やパソコ

財務諸表は、公益財団法人の財政状態や事業成績を明らかにするために重要なものであり、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならない。

今後は、公益法人会計基準等の関係諸規程に基づき適正に事務を執行されたい。

ン等が流動負債に計上されていたことにつきましては、「リース取引に関する会計基準」の確認が不十分であったことにより発生した誤りです。平成29年度分の財務諸表から貸借対照表日後1年以内に支払の期限が到来するものは流動負債に属するものとし、貸借対照表日後1年を超えて支払の期限が到来するものは固定負債に属するものとして、適正に事務処理をしました。

財務諸表を適正に作成することは、公益財団法人の財政状態や事業成績を明らかにするために重要であることから、財務会計事務に関する研修等に職員を積極的に参加させ、財務事務を担当する職員の資質向上を図ってまいります。今後は、同様な誤りが発生することがないように、会計責任者及び担当する職員は、公益法人会計基準、同基準の運用指針などの関係諸規程の確認を徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。